

書ハ徵兵令ニ關係ヲ有スルモノニテ曾テ文部省ガ改正ノ都度
上申スベキ旨照会相成居候ニ付本按ヲ以テ開申スルモノトス

御届

先般御届申上置候当院卒業者ニ授与スヘキ証書雛形別紙ノ通相
改メ候ニ付此段御届申上候也

明治廿七年七月四日

私立東京法学院長
法学博士 菊池武夫印

東京府知事 三浦 安殿

前書届出ニ付奥印候也

明治廿七年七月六日

東京市神田区长 沢 簡徳印

14 東京法学院卒業証書書式改正 (明治二十七年七月)

(欄外注記1)
明治廿七年七月九日受出

内務部第三課主任高橋磯八郎(印)

知事(三浦安印) 内務部長(山原印) 第三課長(李家印) 学務掛(奥村印)

(朱書) 神已 東京法学院卒業証書書式文部大臣へ

(二四八) 開申按

東京法学院卒業証書式改正ニ付開申

(欄外注記2) 府下私立東京法学院卒業証書書式別記ノ通改正候ニ付此段開申

候也

年 月 日

知事

印 文部大臣宛

(別記ハ院長届出ノ書式ニ依ル)

理由 東京法学院長ガ別紙証書々式改正ノ儀ニ付届出候処本証

明治廿六年文部省令第十五号第二項ノ資格ヲ有シテ当院ニ入学
シ当院所定ノ学科ヲ修了シタル者ニ授与スヘキ卒業証書ノ雛形
左ノ如シ

(雛形)

卒業証書

姓 名

明治二十六年文部省令
第十五号第二項該当者

本院所定ノ邦語(若クハ英語) 法律学全科ヲ修メ成規ノ試業ヲ
完ウシ正ニ其業ヲ卒ヘタリ仍テ講師ノ証明ニ基キ本院ノ印ヲ鈐

(下札)

シ予ノ名ヲ署シテ此証書ヲ授与ス

年 月 日
印

私立東京法学院長

姓名 印

明治二十六年文部省令第十五号第二項ノ資格ヲ有セル者以外ノ
卒業者ニ授与スヘキ証書ノ雛形左ノ如シ

(雛形)

卒業証書

姓名

本院所定ノ邦語(若クハ英語)法律学全科ヲ修メ成規ノ試業ヲ
完ウシ正ニ其業ヲ卒ヘタリ仍テ講師ノ証明ニ基キ本院ノ印ヲ鈐
シ予ノ名ヲ署シテ此証書ヲ授与ス

年 月 日
印

私立東京法学院長

姓名 印

(下札)

「省令第十五号第二項ハ中学校ノ学科程度ト同等以上ト認メ徴兵
令第十一條ニ依ルヲ得シムルモノナリ」

(欄外注記1)

「收受二十七年七月六日・神巳二四八号」「判決七月九日」「施行

七月十日」

(欄外注記2)

「完結」

〔明治二十七年 第一種 第三課 文書類別 学務

各種学校ニ関スル書類ニ
620 B72〕